

調書（決定）

事件の表示 令和５年（行ツ）第３２１号

令和５年（行ヒ）第３５８号

決定日 令和６年３月６日

裁判所 最高裁判所第三小法廷

当事者等 別紙当事者目録記載のとおり

原判決の表示 仙台高等裁判所令和４年（行コ）第１３号（令和５年７月１９日
判決）

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第１ 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第２ 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法３１
２条１項又は２項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、理由の
不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであ
って、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法３１８条１項により受理すべ
きものとは認められない。

令和６年３月６日

最高裁判所第三小法廷

(別紙)

当事者目録

上告人兼申立人	X 法人
被上告人兼相手方	山形県
同代表者	山形県労働委員会
同補助参加人	Z 組合